様式第27号（第58条関係）

佐倉市個別避難計画情報の適正管理に関する覚書兼受領書

佐倉市個別避難計画情報の適正管理に関する覚書兼受領書

　佐倉市（以下、「甲」という。）と●●●●●（以下、「乙」という。）とは、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）に関する個人情報を記載した個別避難計画の適正管理について、佐倉市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結し、乙は甲から別表１に定める個別避難計画情報を受領する。

（趣旨）

第１条　本覚書は、地域防災計画に基づき、災害時等における要支援者の生命、身体及び財産を守るため、個別避難計画情報（複製した個別避難計画情報を含む。以下、「計画情報」という。）を適切かつ有効に使用することを目的とし、同時に、計画情報を適正に管理するための甲乙の基本事項を定めるものとする。

（避難支援等関係者による支援実施）

第２条　乙は、甲から提供を受けた計画情報により、地域防災計画に基づく避難支援等を実施するための体制構築に努めるものとする。

（計画情報の提供を受ける範囲）

第３条　乙が避難支援等を実施するための提供を受ける計画情報は、別表２に定めるとおりとする。

２　乙が提供を受ける計画情報に変更が生じたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（提供計画管理責任者）

第４条　乙は、甲から提供された計画情報を管理する者（以下、「提供計画管理責任者」という。）を定め、本覚書により甲に届け出なければならない。

２　前項で届け出た提供計画管理責任者に変更が生じたときは、佐倉市個別避難計画提供計画管理責任者及び保管方法等の変更届出書（様式第30号）により速やかに甲に届け出なければならない。

（計画情報の複製及び複製計画取扱者）

第５条　乙は、避難支援等の実施体制を構築するため、受領した計画情報を複製したときは、その複製の所持その他避難支援等必要な措置を実施する者（以下、「複製計画取扱者」という。）を定め、佐倉市個別避難計画複製届出書（様式第29号）により、速やかに甲に届け出なければならない。

２　複製計画取扱者に変更が生じたときは、第４条第２項を準用する。

（計画情報の更新）

第６条　甲は、年に１回、計画情報を更新するものとする。

（計画情報の適正管理）

第７条　乙は、甲から提供された計画情報について、その漏えい、滅失、き損又は改ざん（以下、「漏えい等」という。）の防止のため、施錠可能な場所に保管する等、適切かつ必要な措置を講じなければならない。

２　甲から提供された計画情報について、乙は、パーソナルコンピュータ等により電子データ化してはならない。

（研修）

第８条　甲は、乙に対して計画情報の適正な管理を促すため、必要に応じ研修を実施するものとする。また、提供計画管理責任者は、これを受講しなければならない。

（秘密保持義務）

第９条　提供計画管理責任者、複製計画取扱者その他の当該計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく当該計画情報に係る要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（計画情報の利用の制限）

第１０条　乙は、甲から提供された計画情報を、要支援者の避難支援以外の目的に利用してはならない。

２　乙は、甲から提供された計画情報の複製について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行ってはならない。

（計画情報の第三者提供の禁止）

第１１条　乙は、甲から提供された計画情報を、乙以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

（計画情報の保管方法及び使用状況の報告）

第１２条　甲は、計画情報の保管方法及び使用状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

２　乙は、甲から前項の指示があったときは、これに協力しなければならない。

（事故発生時における報告）

第１３条　乙は、甲から提供された計画情報について、その漏えい等が生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、指示に従うものとする。

（覚書の解除）

第１４条　甲は、乙が計画情報の紛失や漏えい等により、明らかに乙の責に帰すべき事由があったときは、この覚書を解除し、計画情報の返却を求めることができる。

２　乙は、甲から前項の返却の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（計画情報の返却）

第１５条　乙は、次に掲げる各号に該当する事由が発生した場合、すでに受領している計画情報（複製を含む。）を甲に返却すると同時に、佐倉市個別避難計画返却申出書（様式第31号）を甲に提出するものとする。

（１）甲が計画情報を更新し、乙が新しい計画情報の提供を受けようとするとき。

（２）乙が、甲からの計画情報の提供を受ける必要がなくなったとき。

（３）前条の規定により、甲から乙に対して、計画情報返却の求めがあったとき。

（４）その他甲から乙に対して、計画情報返却の求めがあったとき。

（有効期間）

第１６条　この覚書の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１月前までに甲乙のいずれからも覚書解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１７条　その他、この覚書に定めのないこと、又は覚書内容に疑義等が生じた場合には、甲と乙が協議して定める。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

　　 年　　月　　日

甲　　佐倉市海隣寺町９７番地

　　佐倉市

市　長

乙　　佐倉市□□□□□□

　　　●●●●●

　　　代　表　　〇〇　〇〇

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 乙の受領した個別避難計画情報 | 個別避難計画（番号〇） |
| 個別避難計画（番号〇） |
| 個別避難計画（番号〇） |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 当該個別避難計画情報の  管理責任者氏名 |  |
| 保管場所 |  |
| 連絡先 |  |